

第115号議案

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(地方自治法第8条の規定の施行に関する条例の一部改正)

第1条 地方自治法第8条の規定の施行に関する条例(昭和23年島根県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「第4章」を「第6章」に改める。

(島根県認定こども園の認定基準に関する条例の一部改正)

第2条 島根県認定こども園の認定基準に関する条例(平成18年島根県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第79条」を「第25条」に改め、「幼稚園の」の次に「教育課程その他の」を加え、同条第1号中「第78条各号」を「第23条各号」に改める。

第4条第2号ア、第5条及び第6条中「第78条各号」を「第23条各号」に改める。

(島根県立農業大学校条例の一部改正)

第3条 島根県立農業大学校条例(昭和57年島根県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第56条第1項」を「第90条第1項」に改める。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。